

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成30年12月20日

住 所 静岡県浜松市東区有玉南町2163番地  
 名 称 株式会社 ミダック  
 代表者の氏名 代表取締役

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

浜松市長 鈴木 康友



許可の年月日	平成30年12月20日	許可番号	第180214321号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条 第14号のハに規定する産業廃棄物の最終処分場</p> <p>燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、廃油（タールピッチ類に限る）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）、政令第2条第13号廃棄物、特定有害廃石綿等</p> <p style="text-align: right;">以上16種類</p>		
設置場所	浜松市北区引佐町奥山1397番195 他35筆		
処理能力	<p>埋立面積 104,458 m<sup>2</sup></p> <p>埋立容量 3,125,591 m<sup>3</sup></p>		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。</li> <li>計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。</li> <li>施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</li> </ol>		